

【氏名】金 玟淑

【所属大学院】（助成決定時）早稲田大学大学院

【研究題目】

植民地時代の韓半島における歴史的建造物の保存修理工事の記録に関する研究

－ 故小川敬吉資料を中心に －

【研究の目的】

韓国近代の文化財保存に関する従来の研究は「植民主義」という言葉に囚われすぎて、朝鮮総督府を中心とした保存行政にその焦点があてられてきた。確かに、韓国歴史において 20 世紀前半という時間は「植民地時代」や「日帝時代」という言葉に切り替えられるかもしれないが、それゆえに当時の韓国において日本人によって行われた様々な近代化事業は韓国人の痛烈な批判から免れることはできなかった。文化財保存事業も同じ脈絡で考えることができよう。特に、この事業を終戦後の近現代的な文化財保存事業と全く同じように考えることで、すべてを植民論理で解釈してしまい、その事業の歴史的な位置づけは回避されてきたといっても過言ではない。

本研究では、韓国における 20 世紀前半という時間を単に植民地として捉えるのではなく、もっとも混乱していた近代日本の状況と照らし合わせながら、日本人によって行われた歴史的建造物の保存と修理事業を見ていくことにする。特に、韓国の古建築物修理工事の監督を務めていた小川敬吉（1882～1950）の韓国古蹟に関する蒐集資料を主に利用し、当時行われた保存修理工事の内容の把握及び分析をその目的とする。また、小川や日本人の立場からみた韓国の歴史的建造物の保存修理事業とはどういうものであったのかに関して考察を行う。

【研究の内容・方法】

1. 植民地時代の韓半島における歴史的建造物の保存への取り組み

韓国歴史的建造物の保存システムの歴史やその内容は日本のそれとかなり類似している【表 1-1】。特に、植民地韓国における保存関連法は日本人によって作られ、実行された。日本人の韓国の遺跡・遺物の保存への取り組みが始められたのは、1910 年に朝鮮総督府から関野貞が韓国調査嘱託員として選定されたこと¹⁾に始まる。以後、韓国における保存政策は日本の政策をモデルとしつつ、朝鮮総督府博物館開館（1915 年）、古蹟及遺物保存規則²⁾ 制定（1916 年）、朝鮮宝物古蹟名勝天然記念物保存令³⁾ 制定（1933 年）などと展開されてゆく。しかし、韓国の古建築物は 1902 年関野貞によってはじめて調査され、以後の調査でも主要な対象であったにもかかわらず、文化財保存行政の枠組みに入るのは 1933 年の「朝鮮宝物古蹟名勝天然記念物保存令」の制定まで待たなければならない⁴⁾。ところが、1913 年にはすでに平壤城普通門や石窟庵の修理工事が始まっており、当時の保存事業が古蹟・遺物を中心にその維持管理を優先する方向であったことが窺える【表 1-2】。

【表 1-1】日韓両国における文化財保護関連法の成立と展開

朝鮮	年 月	日 本
	1871年 5月	古器旧物保存方（太政官布告第251号）
	1874年 5月	古墳発見の節届出方（太政官達第59号）
	1880年11月	人民私有地内古墳等発見の節届出方（宮内省達乙第3号）
	1890年 6月	帝国博物館出品規則並同館特別観覧規則（宮内省告示第21号）
	1895年 1月	京都帝国博物館及奈良帝国博物館社寺什宝寄託心得（宮内省達乙第1号）
	1897年 6月	古社寺保存法 （法律第49号）
	11月	古社寺保存会規則（勅令第406号）
	12月	古社寺保存法施行に関する件（勅令第446号）
		古社寺保存法施行細則（内務省令第35号）
	1899年 3月	遺失物法（法律第87号）
	1901年 5月	地理課長警保局長通牒（内甲第17号）府県へ
	11月	地理課長警保局長通牒（地第1339号）府県へ
	1907年11月	帝室博物館官制（皇室令第10号）
昌慶宮内に李王家博物館設置（1909年11月一般公開開始）	1908年 9月	
韓国併合（9月30日朝鮮総督府設置）	1910年 8月	
寺利宝物目録調製の件（官通牒第6号）	1911年 2月	
	5月	維新史料編纂会官制（勅令第145号）
寺利令 （制令第7号）同9月1日施行	6月	
寺利令施行規則（総令第84号）	7月	
史跡調査資料蒐集の件（官通牒第290号）	10月	
古碑、石塔、石仏其の他石材に彫刻せる建築物保存方取締に関する件（官通牒第359号）	11月	
	1912年 5月	遺失物其の他の物件に関する件（制令第23号）
		遺失物其の他の物件に関する制令施行に関する件（総令第97号）
	8月	遺失物其の他の物件取扱手続（警訓甲第1号）
	11月	
古碑、石塔、石仏等の散逸を防止すべき件（官通牒第119号）	1913年 7月	
総訓第43号（古墳の発掘を願出つる者あるときは…朝鮮総督に申請し指揮を受くべし）	10月	
寺利より行政官庁に提出する願届は本寺を経由せしむる件（総訓第55号）	1915年 8月	
神社寺院規則（総令第82号）	11月	
朝鮮総督府博物館設置の件（総告第296号）同12月開館		
朝鮮総督府博物館陳列品寄託心得（総告第90号）	1916年 4月	
古蹟取締に関する件（総164号）	5月	
古蹟調査委員会規程（総訓第29号）	7月	
古蹟及び遺物保存規則 （総令第52号）		
古蹟及び遺物に関する件（総訓第30号）		
書類の経由に関する件（警訓第18号）		
金石文保存の件（総第267号）	8月	
古代の製作に係る美術工芸品輸移出取締方に関する件（内一第1397号）	10月	
宮城寺利等の廃址に存する塔碑等に関し旧慣調査の件（総第225号）	？	
宮城寺利等の廃址に存する塔碑等に関し旧慣調査の件（朝中発第132号）	1917年 5月	
陵域決定に関する件（内一第638号）	1918年 4月	
	1919年 4月	史跡名勝天然記念物保存法 （法律第44号）同6月1日施行
	5月	史跡名勝天然記念物調査会官制（勅令第258号）
古蹟保存費補助工事施行手続（内一補第1756号）	8月	
	10月	史跡名勝天然記念物調査会議事規則（議定）
	12月	史跡名勝天然記念物保存法施行令（勅令第499号）
		史跡名勝天然記念物保存法施行規則（内務省令第27号）
	1920年 1月	史跡名勝天然記念物保存要目（決定）
	6月	内務省告示第51号（史跡名勝天然記念物の指定は第1類国家的のもの、第2類地方的のもの2類にわけて行う）
	7月	史跡名勝天然記念物台帳記載事項（内務省決定）
旧慣及び制度調査委員会規程（総訓第25号）	1921年 4月	
旧慣及び制度調査会設置	6月	
古蹟調査課設置（朝鮮総督府学務局内）	10月	内務省告示第209号（史跡名勝天然記念物調査吏員の証票の雛形）
	1922年 6月	史跡名勝天然記念物の保存に関する件依命通牒（発理第25号）
朝鮮史編纂委員会規程（訓令第64号）	12月	
行政整理 [9月1日関東大震災] →1924年宇垣総督下で 財政緊縮政策	1923年 9月	【関東大震災】
朝鮮史編纂会官制（勅令第218号）	1925年 6月	史跡名勝天然記念物の保存施設に関する件依命通牒（発理第7号）
京成帝国大学創設（法文学部・医学部）	1926年 4月	
	1928年 2月	指定せられたる天然記念物採集に関する通帳（発理第8号）
	3月	鋼索鉄道等施設に関する件依命通牒（発理第22号）
	12月	史跡名勝天然記念物保存事務に関し地方長官へ通牒の件（発宗第81号）（12月1日より事務は文部省へ移管）
	1929年 3月	国法保存法（法律第17号）
	11月	史跡名勝天然記念物に指定せられたる文部省所管国有財産管理規定（文部省訓令第22号）
	1930年12月	宗教、国法保存及史跡名勝天然記念物保存に関する報告例（文部省訓令第17号）
朝鮮古蹟研究会設置	1931年 8月	
	1933年 4月	重要美術品等の保存に関する法律（法律第43号）
朝鮮宝物古蹟名勝天然記念物保存令 （勅令第6号）	8月	
朝鮮宝物古蹟名勝天然記念物保存令施行規則（総督府令第136号）	12月	
	1945年 8月	
	1950年 5月	文化財保護法 （法律第214号）
文化財保護法	1962年 1月	

【表 1-2】日韓両国における歴史的建造物の保存修理工事（20世紀前半）

区分	韓 半 島		年 代		日 本		区分
	保存活動及び保存修理工事		西 曆	和 曆	文化財関連法及び保存修理工事対象物件		
			1897年	M 30年	古社寺保存法		
			1898年	31年	唐招提寺金堂		
			1899年	32年	常楽時本堂		
			1900年	33年	御上神社本殿・拝殿・楼門		
			1901年	34年	常楽時三重塔		
			1902年	35年	法隆寺中門（明治35年～36年）		
			1910年	43年	法隆寺上御堂（明治43年～44年）		
			(日韓併合)		唐招提寺鼓楼		
					長保寺大門		
	第 I 期 寺刹令の時代	総督府会計課管轄 ← 平壤城普通門	1912年	45年	善福院釈迦堂		
石窟庵（1913～28年）		1913年	46年	唐招提寺講堂			
水原城訪花随柳亭・八達門（1913～14年）							
伝燈寺大雄殿（1913～14年）							
無量寺極楽殿（1913～14年）							
平壤乙密台・練光亭・大同門（1913～14年）							
義州統軍亭（1913～14年）							
江西龍岡古墳（1913～14年）							
京城天然亭（1913～14年）							
碧蹄館（1913～15年）							
水原城華西門	1914年	T 3年	法隆寺南大門（大正3年～4年）		第 II 期 古蹟及遺物保存規則の時代		
芬皇寺九重塔							
永明寺浮碧楼							
清平寺古碑保存容器修造							
益山弥勒寺西塔	1915年	4年	法隆寺南経蔵（大正4年～5年）				
江陵客舎殿			法隆寺回廊（大正4年～9年）				
駕鶴楼							
東大門							
安東七重塔他2塔							
咸鏡南道北青南門							
龜石亭							
釈王寺護持門及大雄殿前石垣							
古蹟調査委員会設置	1916年	5年			第 III 期 朝鮮古蹟研究会設置		
古蹟及遺物保存規則							
楡岾寺五十三仏保存施設							
扶余平済塔外10件							
浮石寺無量壽殿（1916～19年）							
長安寺大雄殿（1916～30年）							
平安南道小破古墳外7件	1917年	6年	捨見寺楼門				
			延曆寺瑠璃堂				
			石手寺本堂・仁王門				
			妙法寺本堂				
開城南大門外17件	1918年	7年			第 III 期 国宝保存法の時代		
海印寺大藏経閣							
仏国寺大雄殿他（1918～25年）							
順川古墳周囲鉄条柵新設外39件	1919年	8年	法隆寺鐘楼（大正8年～9年）				
金山寺弥勒殿他（1919～27年）							
真池洞古墳鉄条柵外19件	1920年	9年	地主神社本殿、幣殿				
			長保寺本堂				
朝鮮總督府学務局に古蹟課設置 （予算をとり地方庁へ回し執行）	1921年	10年	大宝寺本堂				
↓	1923年	12年	油日神社本殿・楼門及び廻廊				
事務は、宗教課に移る ←（廃止）	1924年	13年	神田神社本殿				
	1926年	15年	親賢院客殿				
法住寺大釜保存屋	1927年	S 2年	大笹原神社本殿				
佛真寺木版（1927～28年）							
	1928年	3年	小津神社本殿				
	1929年	4年	国宝保存法				
			勝手神社本殿				
			太山寺仁王門				
朝鮮古蹟研究会設置	1931年	6年	法隆寺三経院・西堂（昭和6年～8年）				
	1932年	7年	石山寺多宝塔				
	1933年	8年	石山寺東大門				
朝鮮宝物古蹟名勝天然記念物保存令 社会課担当 ← 成仏寺極楽殿、成真殿（1933～37年）	1933年	8年			第 III 期 国宝保存法の時代		
	1934年	9年	勝部神社本殿				
			法隆寺食堂及び細殿（昭和9年～10年）				
			法隆寺東大門（昭和9年～10年）				
			法隆寺東院礼堂（昭和9年～10年）				
華嚴寺覚皇殿（1935～40年）	1935年	10年	法隆寺東院鐘楼				
			法隆寺大講堂（昭和10年～13年）				
			法隆寺西円堂（昭和10年～11年）				
			浄妙寺多宝塔				
			浄土寺多宝塔				
			石手寺三重塔				
清平寺極楽殿・廻転門（1936～37年）	1936年	11年	鞭崎神社表門				
			法隆寺地藏堂				
平壤城大同門（1937～39年）	1937年	12年	法隆寺東院夢殿・回廊（昭和12年～14年）				
修徳寺大雄殿（1937～40年）							
	1938年	13年	法隆寺東院伝法堂・舍利殿絵殿（昭和13年～18年）				
	1939年	14年	法隆寺東院南門・四脚門（昭和14年～15年）				
			唐招提寺礼堂				
	1940年	15年	法隆寺北堂院本堂・表門（昭和15年～17年）				
開心寺大雄殿（1941～45年）	1941年	16年					
	1942年	17年	法隆寺五重塔（昭和17年～27年）				
			法隆寺宗源寺四脚門（昭和17年～18年）				
			広八幡神社本殿				
長安寺四聖殿（1943～45年）	1943年	18年	法隆寺聖霊院（昭和18年～23年）				
	1945年	20年					
(終戦)							
	1947年	22年	日吉神社本殿				
	1949年	24年	法隆寺食堂（昭和24年～29年）				
	1950年	25年	文化財保護法				
	1952年	27年	唐招提寺経蔵				
	1953年	28年	法隆寺新堂（昭和28年～30年）				
	1954年	29年	法隆寺西院大垣（昭和29年～30年）				
			広八幡神社拝殿				
			太山寺本堂				
	1955年	30年	教王護国寺宝蔵				
	1957年	32年	石手寺護摩堂				

第 I 期
古社寺保存法の時代

第 II 期
古蹟及遺物保存規則の時代

第 III 期
朝鮮古蹟研究会設置

第 III 期
国宝保存法の時代

第 IV 期
文化財

2. 小川敬吉と韓国古建築物の保存修理工事

小川敬吉（1882～1950、表 2-1）は 1916 年から朝鮮総督府博物館の職員として勤め始めた。1937 年から 44 年にかけては修徳寺大雄殿・華嚴寺覚皇殿・長安寺四聖殿の修理工事監督をも務めた。これらは古建築物が文化財保存行政の枠組みに入る 1933 年以後の保存修理工事であったにも関わらず、1924 年以降の財政緊縮方針⁵⁾のため当時の保存修理工事はその内容は忠実ではなかった。また終戦間際であったため、修理報告書も出されていない⁶⁾。しかし、小川敬吉資料⁷⁾より修理工事の経過や補助金の把握【表 2-2】、工事関係者表、修理工事内容の一部を把握することが出来る。しかし、最も膨大な量を占めている修徳寺大雄殿の修理工事の関連資料の中でも、補助金増額申請のため予算明細書ばかりであり、修理工事の全体像を描くにはやはり困難が多かった。

【表 2-1】小川敬吉略歴

年 代		月 日	年 齢	履 歴
日本年号	西 暦			
明治 15 年	1882 年	12 月 18 日	0	福岡県築上郡八津田村 誕生
40 年	1907 年	7 月	24	内務省宗教局 勤務一内務省国法保存局 監察官
大正 3 年	1914 年	3 月	31	官弊大社生国魂神社再築工事現場監督(大阪府生国魂神社)
5 年	1916 年	9 月	33	朝鮮総督府博物館 勤務
10 年	1921 年	12 月	39	朝鮮総督府官房土木部兼学務局 勤務
12 年	1923 年	3 月	40	物品会計管理技師 博物館物品出納刺事官
昭和 5 年	1930 年	12 月	48	朝鮮総督府官房会計課 兼務
6 年	1931 年	4 月	48	財団法人伊藤公記念館工営部事務委員
11 年	1936 年	11 月	53	朝鮮総督府鉄道局工営課 勤務
12 年	1937 年	5 月	54	修徳寺大雄殿修理工事 監督
16 年	1941 年	7 月	58	華嚴寺覚皇殿修理工事 監督
18 年	1943 年	1 月	60	長安寺四聖殿修理工事 監督
19 年	1944 年	3 月	61	退職
22 年	1947 年	2 月	64	福岡県築上郡八津田村長 当選
25 年	1950 年	2 月 16 日	67	死亡

【表 2-2】修徳寺大雄殿修理工事の経過（「小川敬吉資料」より）

1933～34年頃	小川敬吉によって確認
1934年12月14日	建物の現状把握及び写真撮影
1935年	朝鮮総督府によって宝物に指定される
1937年 1月14日	最初の修理補助金4,500円交付(『総督府古蹟保存補助費台帳』)
3月15日	修理前の建物内外写真撮影
	建物内部の壁画や丹青の模写
↓	須屋根で建物全体を覆い、屋根瓦や壁土撤去
1938年 8～9月	壁画の模写
1938年 9月	補助金増額申請(「工事費予算調書」8月31日付け)
↓	軸部解体
1940年 4月30日	写真撮影(礎石の据付け状況)
6月	実測(「礎石実測図」)
?	補助金増額5,118円交付(『総督府古蹟保存補助費台帳』)
?	修理工事完了

【結論・考察】

植民地韓国と同時期の日本における歴史的建造物の保存修理工事は、大きく三つに分けることが出来る【表 3-1】【表 1-2】。ここで注目しなければならないのは、日本の唐招提寺金

堂や薬師寺東塔修理工事などが「古社寺保存法」制定の翌年に当たる1898年に始まっているのに対し、韓国では1916年の「古蹟及遺物保存規則」の制定を待つことなく、1913年にはすでに平壤城普通門や石窟庵などの修理が始まっていることである。関野貞が保存のための遺跡調査を依頼されてから僅か4年程しか経ってない時期であった。これが実現出来たのは、日本国・軍を背負った日本人研究者らが韓国に次々と集まったからである。まず、関野は1902年にすでに韓国建築調査を行った経歴を持っており、韓国に関するある程度の知識を備えた人物であったことに注目しなければならない。関野を韓国政府（後の朝鮮総督府）に推薦したのが妻木頼黄であった。彼は日本の古社寺保存会の設置（1896.5）当初からの委員で、関野も同年12月には委員になっている。1916年には内務省宗教局に勤務していた小川敬吉が朝鮮総督府博物館の職員として呼ばれる。1930年代後半には法隆寺昭和の大修理に携わっていた杉山信三も渡鮮する。かつて日本の古建築物保存に携わっていた人々が次々と植民地韓国の古蹟調査や修理工事にも参加するのである。この一連の人的ネットワークこそ韓国の歴史的建造物の保存を語るに当たって重要であると思われる。

植民地と本土の差がつけられたのは、その修理方針であった。1923年の関東大震災の影響で、その翌年には財政緊縮を発表した朝鮮総督府は技術者不足や財政不足という問題を抱えていたにもかかわらず、担当部署を変えながら修理工事を続ける。修理工事の際の綿密な調査の結果、柱の内転びや屋根の構造、床の構造など古代建築技術の解明という学術的な成果をあげた。特に、朝鮮建築における柱の内転びや平面において建築の中央部が内側に入り込むことなどが小川の研究⁸⁾によって明らかにされた。柱内転びに関する総合的研究としては、日本より先駆けたものであった。

【表3-1】 日韓両国における保存修復の流れ

[植民地韓国]

- 第Ⅰ期 寺刹令の時代（1911年～1916年）
- 第Ⅱ期 古蹟及遺物保存規則の時代（1916年～1932年）
- 第Ⅲ期 朝鮮宝物古蹟名勝天然記念物保存令の時代（1933年～）

[日本]

- 第Ⅰ期 古社寺保存法の時代（1897年～1928年）
- 第Ⅱ期 国宝保存法の時代（1929年～1949年）
- 第Ⅲ期 法隆寺国宝保存修理事業（1934年～1956年）

注

- 1) これは、当時韓国の建築顧問であった妻木頼黄のアドバイスによるものであった。当時韓国は併合されたばかりで新しい役所の設置などの理由で既往の建築物の改良や取り壊しが頻繁にあったため、妻木は保存すべき古建築物の目録作成の必要性を主張したのである。以後、関野はその目録作成に止まらず、韓国の保存行政に参加することになる。
- 2) 「古蹟及遺物保存規則」は文化財の登録、現状変更規制による保護という近代的な文

化財保護システムの骨格を見せており、このため藤田亮策は韓国における文化財保護法令のはじめとしている。(大橋敏博「韓国における文化財保護システムの成立と展開」『総合政策論叢』8、島根県立大学総合政策学会、2004. 12、p. 179；藤田亮策「朝鮮に於ける古蹟の調査及び保存の沿革」『朝鮮』199、朝鮮総督府、1931、p. 86)

- 3) 「朝鮮宝物古蹟名勝天然記念物保存令」は全 24 条に及び、指定に当たっての保存委員会への諮問(第 2 条)、宝物の所有者変更の場合の届出制(第 8 条)、博物館・美術館への出陣義務(第 9 条)、地方公共団体を宝物・古蹟名勝天然記念物の管理団体とすること(第 13 条)など、現在の文化財保護法の原型ともいえるべき内容を有している。
- 4) 李明善「朝鮮古蹟調査と「古蹟及遺物保存規則」について-植民地時代韓国における古建築物保存政策(その 1)-」『日本建築学会計画系論文集』557、日本建築学会、2002. 7、p. 332
- 5) 1923 年 9 月 1 日に起きた関東大震災の影響である。
- 6) この時期行われた修理工事に関しては、杉山信三の『韓国の中世建築』(相模書房、1984)にその一部が紹介されている。その後、『韓国古建築の保存-浮石寺・成仏寺修理工事報告-』(杉山信三編、韓国古建築の保存刊行会、1996. 11)と『修徳寺大雄殿-1937 年保存修理工事の記録』(2003. 5)の報告書 2 冊が出版されている。
- 7) 小川敬吉資料は現在まで、京都大学所蔵資料(水谷昌義「故小川敬吉蒐集資料」目録『朝鮮学報』116、朝鮮学会、1985. 7)と佐賀県立名護屋城博物館資料(浦川和也「小川敬吉と「小川敬吉資料」について-朝鮮総督府の「文化財行政」に関する資料-」『研究紀要』9、佐賀県立名護屋城博物館、2003. 3)の二つが報告されている。
- 8) 小川敬吉「朝鮮建築に於ける柱内転び」『建築学会論文集』17、日本建築学会、1940. 4